

事務連絡
令和2年9月25日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

介護保険施設等における入所（居）者の医療・介護サービス等の利用について

このことについて、令和2年9月18日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に感染することを懸念して、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、当該医療・介護サービスの利用を制限することは不適切であり、介護保険施設等（特別養護老人ホームや老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の入所（居）者等に必要な訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービスや、各種訪問系サービス及び通所系サービス等について、不当に制限することがないようお願いします。

なお、本通知および別添については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載しているのご確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 笹井 (内線 4855)

在宅サービスグループ 永田 (内線 4824)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4857)